

令和4年10月からのパート・アルバイトへの 社会保険適用拡大 事前チェックと準備



おおさか社会保険労務士事務所
社会保険労務士 逢坂 祥子

令和4年10月1日から、パート・アルバイト等、短時間（週の所定労働時間が20時間以上）で働く従業員の社会保険加入が義務となる対象企業の規模が拡大されます。現行では、常時500人を超える事業所が対象となっていますが、この事業の規模が、令和4年10月からは従業員数101人以上、令和6年10月からは、従業員51人以上の企業へと段階的に広がります。

今回の改正内容

今回の改正では、対象となる事業所の規模が従業員数101人以上となり、加入対象となるパート・アルバイト等の短時間労働者（※）の要件に変更があります。

※短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、下記表の短時間労働者の要件4つ全てに該当する方を指します。

要件見見

対象	要件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）	令和6年10月～（改正）
事業所	常時500人超	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間 1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし	
	賃金 月額88,000円以上	変更なし	変更なし	
	勤務期間 継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	
	適用除外 学生ではないこと	変更なし	変更なし	変更なし

出典：厚生労働省「令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大」

対象事業所か否かの確認

まず、自社が対象事業所（特定適用事業所）に該当するかを確認します。従業員数のカウント方法は、法人または個人によって異なります。

●法人事業の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される「厚生年金保険の被保険者の総数」が12ヶ月のうち6ヶ月以上、100人を超えることが見込まれる

●個人事業所の場合、適用事業所ごとに使用される「厚生年金保険の被保険者の総数」が12ヶ月のうち6ヶ月以上、100人を超えることが見込まれる

従業員数は「厚生年金保険の被保険者の総数」であり、雇用する全ての人数ではありませんので、ご注意ください。今回適用対象となる従業員や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は含みません。

準備について、1～4のステップで説明します。

Step1 加入対象者の把握

「人を大切にする」働き方改革・採用から退職までの労働・社会保険の手続き、職場でのお悩み、助成金、年金の相談は、幅広い知識と情報を有する社会保険労務士へ。

働者がいないかを確認する必要があります。

④学生でないこと

「学生」とは、主に高等学校の生徒、大学または短期大学の学生、専修学校に在学する生徒等が該当します。休学中や、定期制課程および通信制課程に在学する者、社会人大学院生等は「学生でないこと」に含まれず、被保険者となります。

Step2 社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイト従業員へ、法改正の内容が確実に伝わるように、社内インストラやメール等を活用し社内周知を行います。この段階では、社会保険の適用拡大が10月から行われることや、新たに加入対象となる人の要件等を簡単に周知しておきます。厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトにあるチラシを活用するのもおすすめです。

▶チラシ



チラシ (PDF)

▶チラシ



チラシ (PDF)

出典：厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイトより

Step3 従業員とのコミュニケーション

新たな加入対象者が多数いる場合、加入に向けた説明会、または個人面談を実施して、下記の点について丁寧に説明をすることが求められます。

- 社会保険の新たな加入対象者であること
- 加入した場合のメリット
- 今後の労働時間

保険料が今後どのくらいかかるのか簡単に試算をする、また加入することで、どのようなメリットがあるか等を丁寧に説明する必要があります。従業員向けの説明に使用する資料として、厚生労働省の社会

あなたの年金はどう変わるか
確認してみましょう。
詳しくはねんきんネットで確認!

老齢基礎年金 月額約65,000円(年額約750,000円)
厚生年金保険料(月額)の目安
勤務料(月額)の目安

パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

社会保険適用拡大ガイドブック

1. 以下の勤め先で、常時50人超の企業で勤めていた方が対象です。
2. 以下の勤め先で、継続して2カ月を超えて使用される見込みの方を対象です。
3. 2カ月を超えて使用される見込みの方を対象です。

社会保険適用拡大ガイドブック

適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/sakuhin/index.html>

厚生労働省 日本年金機構 厚生年金保険

出典：厚生労働省「社会保険適用拡大ガイドブック」

保険適用拡大特設サイトにある、動画やガイドブックを活用すると便利です。

また、パート・アルバイト勤務の場合、アルバイトの掛け持ちをしている、副業として働いている等、ダブルワークすでに他社で社会保険に加入している可能性も考えられます。今後の手続き（被保険者所属選択・二以上事業所勤務届）においても必要となるので、他社での就業状況についても個別に確認をしておく必要があります。

Step4 書類の作成・届出

年金事務所に該当事業所と判断された場合、令和4年8月頃に「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付され、令和4年10月ごろに「特定適用事業所該当事通知書」が送付されます。新たに被保険者資格を取得する従業員がいる場合は、被保険者資格取得届を届け出る必要があります。10月1日に新たに加入する場合、被保険者資格届を10月5日までには届け出を行ってください。

まとめ

厚生労働省の試算によれば、社会保険の適用拡大により、短時間労働者が社会保険に加入した場合、1人当たり約24.5万円／年（40～65歳の者の場合、約1.5万円）増加すると言われています。厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトにある「社会保険料かんたんシミュレーター」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/sakuhin/index.html>)を利用すると、会社が負担する社会保険料がおよそどのくらい変わるのが、経営にどの程度影響をもたらすのか把握し、資金繰り等の対策を講じる必要があります。

また、全員が社会保険の加入を希望するとは限りません。労働時間を減らし扶養の範囲の中での就労継続を希望する者、社会保険に加入するなら労働時間を増やしたいと希望する者が出てくることが予想されます。労働時間の増減・削減、どのように人員配置をしていくか等、人材活用の方針を策定していく必要があります。

適用拡大に向けた「専門家への経営・労務相談」「補助金・助成金」等の支援制度も用意されていますので、このような制度も活用しながら計画的に準備をお願いします。

詳しくは
適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/sakuhin/index.html>



今回の改正で年金・医療保険が どう変わるか詳細にご説明します！

老齢年金の変更
厚生年金に加入することで、1年(賃料や会員部分)に加入してお勤めの方へ扶養料が支給されます。

厚生年金の充実
厚生年金に加入することで、過去の賃料をも含めて厚生年金に加入してお勤めの方へ扶養料が支給されます。

厚生年金の充実
厚生年金に加入することで、過去の賃料をも含めて厚生年金に加入してお勤めの方へ扶養料が支給されます。

厚生年金の充実
これまでの扶養料をも含めて厚生年金に加入してお勤めの方へ扶養料が支給されます。